

岡本の国会での質問

162-衆-農林水産委員会-19号 平成17年06月09日

○山田委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。
質疑を続行いたします。岡本充功君。

○岡本(充)委員 民主党の岡本でございます。

まず冒頭、先ほどの山内委員に対する岩永副大臣の答弁、ちょっと私、確認をしたいんですけども、DNAで加工品を識別するというときに、熱をかけたりすりつぶすとDNAがそれで切れてしまうやの発言をされたんですけども、RNAは切れるんですが、DNAは切れない、熱を加えてもPCRをかけれる、もちろん破壊を防止する酵素を入れるんですけども、そのように認識をしておりまして、それだけで私は切れると思わないんですが、それについての答弁、修正があれば。

○岩永副大臣 すりつぶしたり熱をかけたり粉砕したりしますと、細くなっちゃうわけですね。そうすると、DNAの範囲が見つけにくい、こういうふうなことを答弁したつもりなんですけど……(岡本(充)委員「切れてしまっているわけですね」と呼ぶ)いや、細かくすると、今度はそこへ熱をかけたりなんかすると、DNAが見つけにくい、こういう意味のことでございましたので、ほかのものが切れてしまうと、物体が切れてしまうと、DNAが見つけにくい、こういう意味に解釈していただきたいと思うんですが。——専門家、いるかな。具体的に答弁させますので。

○岡本(充)委員 今、この中にいるのは私だけのようですから、専門家は。言わせていただくと、切れますよ。切れても、プローブがあって、どの部分をセレクションするかということではできるわけで、顕微鏡で探すわけではありませんので。そういう意味では、識別することは可能ですし、もちろん熱によってDNAの破壊は若干あるにはあるんですけども、RNAに比べて大変強いという習性を持っているということをお話をさせていただいて、見つけるのも、プローブをつければ、PCRのタグをつけるということですから、できるということ、またあわせて、今後ぜひまた聞いていただければと思います。

もし可能であれば、後ほど修正をお願いします。

○岩永副大臣 先生の御意図のとおりだと思いますが、このことについては、もう一度、私の方も勉強しておきます。

ただ、小麦だとかコンニャクだとかイチゴが、これから加工品のDNA分析を進めていく、だから、そういう部分で困難性があるのでなかなか大変だ、こういうことでございますので、これは、どういように進めていくかというようなことが一つの大きな課題である、このように思っております。

○岡本(充)委員 それでは、この質問はここまでにしておいて、またぜひ、鋭意検討を求めていきます。

さて、森林組合法の改正でございますけれども、まずは、これまで再三議論になってまいりましたが、たくさん質問したいものですから、端的にお答えをいただきたいということをお願いして、きょうは、まず木材の価格からいきたいと思っています。

木材の価格、平成十六年のデータ、これは農林水産省の木材価格、日刊木材新聞などからの提供でありますけれども、平成十六年の例えば杉中丸太、直径が大体十四から二十二センチ、長さが三・六五から四メートルの杉の中丸太、一万三千五百円、これが杉の角材になると、十・五センチ角、長さ三メートルで四万二千七百円になる。

考えますと、後で考えていただくとわかるんですが、円形の直径が十四センチあれば、理論上は

十センチ角の製材がとれるわけですね。ちょうど正方形がとれる。そういう意味でいうと、ほぼ同じものが、一万三千五百円の丸太が、角材になると四万二千七百円になる。この格差が、実際立ち木は安いんだけど、アンケートをとると、国民のアンケートの中、これは日本木材総合情報センター、こちらの方から、「木造住宅の選定等に関する女性の意識調査」、こういうものがありまして、これによると、木材価格に対する認識不足から、七割の者が木造住宅の建設費に占める木材価格の割合について実際よりも高くとらえており、さらに木材の価格を高いと考える消費者がいるというアンケート調査につながっていると思っています。

製材価格で見ると、外材、例えばアメリカから来る米ツガ、これの角材がほぼ同じ製材で五万二千七百円、そしてまたホワイトウッド、こちらの方については五万二千元、そして最終的にできる日本の杉の角材、乾燥材が五万五千九百元。確かに日本の角材が一番高くなってしまっている、途中で価格が逆転する、この構造の中に、なぜこの一万三千五百円の丸太が角材にする段階で四万二千七百円になるのか。この部分に私は、消費者のマインドと、実際の森林を営林されている皆さん方のマインドとの間のギャップになっているんじゃないかというふうに思うんですが、この部分の格差についてはどのように御説明をされますか。

○前田政府参考人 端的に申し上げれば、やはりそここのところの流通のコストですとか集荷のコストですとか、あるいは今度は製材段階でのコスト、そういったものがもろもろかかるということがあって、そういうふうになるわけではありますが、とりわけ国産材の場合には、外材のように大量流通、大量消費というような形で一定規格のものを大量に生産するというシステムがなかなかとれない。どうしても山の方で分散的、それぞれの所有者の方から出てくるということで、非常に流通、加工のロットが小さいということがありまして、大変コストがかかり増しになる、そういうような傾向がございます。

一般的に、大体国産材の場合、どうしても価格全体が下落傾向にあるわけではありますが、その影響が、どうしてもそういったことで山元の方にだんだんしわ寄せがいく、そういうような構造になっていることは否めないわけではありますが、決して中間段階で暴利をむさぼっているわけじゃなくて、実際、製材工場でもどんどん倒産などしているわけがございますし、そういった中で流通の合理化を図っていく、こういったことが大変大事ではないかというように考えております。

○岡本(充)委員 私も、その流通の合理化、ぜひ求めていきたいと思っておりますし、この価格差が一つ森林の厳しい経営に大変大きな影を落としているというふうに私は指摘をさせていただきたいと思っております。

続きまして、今の国産材の利用について、国土交通省の方に来ていただいているので、少し質問させていただきます。

きょう質問させていただきたいのは、今、国産材を使おう、木造住宅をつくろう、こういったことを国土交通省で取り組んでいるやに聞いておるんですが、その中で、今実際に住宅販売はどうなっているかという、大手の住宅販売メーカー、住宅販売展示場に行かれるとわかるんですけども、そういったところでは坪単価で家を売っています。今、新規着工の住宅の中で、大手住宅販売メーカーが販売する戸数が、一戸建ての中では一番多いわけですね、集合住宅は別として。そういった中で、坪単価で売られる。中で素材のセレクションをする、そういったことがなかなか難しい。また、坪単価の中で、実際に国産材を使えば安くなるのか、それとも輸入木材を使ったらどうなるのか、こういったオプションのチョイスもできない。言ったら、ある意味でセット販売になっている。レストランでいったら定食です。定食でぼんと出てきて、これでどうですか。もちろんそれはおいしくて安い。だけれども、こだわりを持って国産材を使いたい、こういう人のニーズにこたえられるようなチョイスは難しいのが現実です。

その一つには、私は指摘をさせていただきたいのは、例えば原材料コストを明示して、そしてこの明示をする中できちっとチョイスができるようにする。今、法律には、求めに応じて明示をしなけ

ればならないと書いているけれども、求めに応じて明示をしなければならないということが消費者に伝わっていないと思うんですね。例えば、住宅販売展示場のところに、求めがあれば法律に基づいてきちっと中身の材料費も提示しますよ、明示しますよというようなことを書くとか、そういう情報提供をしなければ、消費者の皆さん方は、それを知らずに丸めで買っていき、セット販売で買っていき、こういう現状が続くやに私は思うわけなんです、この点についての改正に向けたお心意気はありますか。お答えください。

○和泉政府参考人 お答えします。

まず、冒頭ございました地域材を活用した木造住宅の振興についての国交省の取り組みでございしますが、御案内のように、国民の八割以上が木造住宅を希望しているという実態がございまして、その結果、この数年でございしますが、全住宅着工に占める木造住宅のシェアは少しずつ伸びています。そういう事実もございまして、そういったことを踏まえまして、諸般の理由から、国土交通省におきましても、さまざま木造住宅の振興のために取り組んでいるところでございまして、

そこで、次の御質問でございしますが、委員御指摘のように、建設業法第二十条第一項によって、工事内容に応じて、工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳を明らかにするというようなことが努力義務になっております。しかしながら、まさに御指摘のように、いわゆる住宅生産には中小工務店から大企業など、いろいろございまして、結果として、委員の御指摘があつてから幾つか取り寄せたんですが、見積書の内容にもばらつきがございまして、おっしゃるように、木工事一式とする見積書とか、材料費と労務費を分ける見積書などさまざまございまして、

これを直ちに一律かつ画一的に詳細な経費内訳を義務づけることについては、一言で言えば、中小住宅生産者に過度な負担となることが心配だとか、あるいは住宅生産方式とか材料の購入形態等が非常に多様だとか、いろいろなことがございまして、直ちに画一的、詳細な内訳を義務づけるということは難しいとは思っていますが、しかしながら、一方で、住宅生産者の中には、材料費と労務費を分けて記載しているものや、あるいは、標準的には集成材を使うけれども、消費者の方から御希望があれば、構造上のチェックをして内地材を使ってやるオプションもございまして、そういうことをちゃんと開示している例もございまして、そういったことについて、より詳細な情報提供とか、消費者の求めに応じて地域材活用についてどんな工夫が住宅生産者なりにやれるのかということについて、住宅生産者団体といろいろ打ち合わせし、検討してまいりたいと考えております。

近年、住宅生産者からも、消費者のニーズに可能な限りこたえて地域材を活用していきたいという声も出てきておりますと聞いておりますので、そういった取り組みを含めて、地域材が一層活用されるように、林野庁と連携しながら普及活動を推進してまいりたい、こういったつもりでやってまいりたいと思っております。

○岡本(充)委員 中小企業への過度な負担と言われましたけれども、私が今質問したのは大企業の、大手住宅販売メーカーと指定をさせていただいております、そういったところについての検討をぜひ求めていきたいと思っております。

国土交通省の和泉審議官はこちらの方で結構でございまして、どうも御苦労さまでした。

それでは、森林組合法の改正案の中で、今回、合併のことが話に上ってきております。森林組合は赤字の組合が四分の一ぐらいあつて、常勤理事のいない組合が過半数を超える五百六十三、常勤職員すらない組合が一割あるやに聞いております。

こういった中で、合併をしていくメリットというのを、どのようにしてインセンティブを与えるのか。そしてまた、特に財務格差のあるような組合がその財務格差を乗り越えて合併していく、こういったインセンティブの一つに、例えば税制の特例措置などを考えてみえるやに聞いておりますが、この具体策等はお考えであるのか、お答えをいただきたいと思っております。

○前田政府参考人 森林組合が合併すると、単純にいけますと、やはりAという組合、Bという組合

があれば、二つが一緒になることによって、その総務部門とかそういった間接部門、そういったところが大きく合理化できるというメリットがございますし、また、仕事のやり方といたしましても、それぞれの組合のところで、例えば施業をやる、あるいは木材を販売していくといったのが大きくまとまることによって、一定のエリアのところを統一的、集团的、共同的にそういったことを実施していくといったことで作業能率も上がっていくというような形で、合併につきましては大きなメリットがあるのではないかと思います。

確かに、そういった中で、合併した場合に、いろいろ税制上の特例、そういったものも一部やっておりますけれども、基本的には、そういう仕事のやり方、あるいは間接部門の合理化、そういった中に合併の大きなメリットがあるのではないかとこのように思っております。

○岡本(充)委員 これから税制の特例措置の具体策を考えていくというお考えやに聞いておるんですが、これからも何か制度を、今お考えのものがおありであればお示しできますか。できなければ検討中でも結構です。

○前田政府参考人 具体的には、企業再編税制、これはいわゆる合併いたしましたときに、そのままいきますと、吸収されたそちらの方のものがAという組合の方に持っていかれる、そのときに所得税が発生してくる、そういったことがございますけれども、合併の場合には、それについては原価でそのまま合併というような形もやっておりますので、そういう形のものでとれるのではないかとこのように思っております。

○岡本(充)委員 続きまして、森林組合の子会社等への行政庁の検査権限の付与ということが書いてありますが、「子会社等」の「等」が指す範囲は具体的にどこまでというふうにお考えでしょうか。

○前田政府参考人 親組合に対して子連合会、こういったものを指すというふうに考えております。

○岡本(充)委員 そういった子会社の経営の健全化、大変赤字なところもあるようですけれども、確保への配慮、こういった具体策を何か今お考えなのか。それとも、まだこれから検討中か。子会社経営健全性の確保への配慮の具体策をお考えか、まだ検討中か、お答えいただけますか。

○前田政府参考人 今回の森林組合法の改正の中でも改正事項としてあると思いますが、そういった子会社、そういったところに対しては、今までは行政的な監査とかそういったものは及ばないわけでありまして、今回の改正によりまして、県なりが、そういった子会社、もちろん本組合に対して影響があると認められる場合でありますけれども、そういったときに検査、監査、こういったことをやることによって、そういった適正な指導が図られるというふうに考えております。

○岡本(充)委員 続きまして、今度は、森林組合の員外利用の件について、今回、川上から川下までの一体的な系統立った林業の育成に寄与する施策が打たれるんだと思いますが、今回の森林組合の組合員もしくは准組合員の拡大によって、いわゆる先ほどお話したような大手の住宅販売メーカーもこの森林組合の准組合員になれるというふうにお考えか、もしなれるのであれば、実際になっていただくため、入っていただくためのインセンティブを何か考えてみえるのか、その部分についてお答えいただけますか。

○前田政府参考人 結論からいいますと、なれるというように私どもは判断しております。

それで、例えば森林組合、そしてそこに地元なりの住宅メーカーあるいは製材工場、そういったところが准組合員という形で入ることによりまして、当然森林組合のいろいろな持っています施設、そういったものを活用できますし、さらには、例えば材を流していこうとした場合に、森林組合の方で一定のまとまりを持って材を販売していく、そういうこともあわせて今回の組合法の中では

措置しているわけではありますが、そういった材を安定的に製材工場あるいは住宅メーカー、そういったところに流していくことによって、お互いに非常に効率的な材の流通、こういったものが進められるということを期待しております。

○岡本(充)委員 大手住宅販売会社や国産材製材協会加盟大手の製材工場などが准組合員になっていただいて、いわゆる川下対策、本当に、実際に消費者に一番近いところの人たちが、会社が、そういった国産材を使おう、国産材を利用しようという意識を持っていただくためには、こういった、例えば准組合員になっていただくということは、私は、一つのいい対策だと思っています。そういう意味で、ぜひ一緒になって取り組んでいけるような施策を今後とも打っていただきたいと思います、このように求めておきます。

さて、引き続き、きょうは皆様方のお手元に資料をお配りさせていただきました。きょうは、林業の現状、大変厳しい現状をちょっとお知らせする幾つかのデータをお示しさせていただいております。

私も、地元に戻りますと、従業員千人以上いますある会社の産業医をやっておりますけれども、こういった産業医がいる会社は従業員の規模が五十人以上などと決まっておるわけなんですけれども、林業は大変小さな事業場が多く、そういった産業医はもちろんのこと、労働安全衛生法の中で定める、第十一条に定めるような安全管理者、また、もしくは安衛施行令第三条に定めるような常時五十人以上の労働者を使用するような事業者は少ないのも実情であります。

そういった中で、林業の従事者、年々減ってきておりますが、およそ六万七、八千人と言われております。この皆さん方の年間のいわゆる労働災害による死者数、こちらの方を載せさせていただいています。五十台から、そして四十後半、おとしは六十一という極めて多い人数が亡くなっておりまして、千人ちょっとから千五百人に一人ぐらいの割合で年間一人亡くなる。私が産業医をやってきたいろいろな会社でも、千人そこそこの事業所で毎年必ずだれかが死ぬというような事業所はあり得ない話であって、かなり厳しい現状です。そして、亡くなられる方の年齢も六十前後と、まさに家族の大黒柱である時期に亡くなられる方も多い。

そして、その一方で、実は林業の現状をあらわすもう一つの数字として、林業の仕事の厳しさをあらわすと言ってもいい度数率、強度率、ちょっと時間の関係上しゃべりませんが、下にその定義づけは書かせていただきましたが、この数字を見ると、林業の数字はこの数字になっていきます。ほかの産業と比べましても極めて厳しい数字でありまして、実際にこの現状を少しでも変えていかなければならないという思いを私は強く持っています。

そういった中で、もちろん安全対策というのは、いろいろな規則をつくりました、それからいろいろなマニュアルをつくりました、こういったことだけではだめで、先般の列車事故の件でもそうでしたけれども、七十キロの速度制限という規則があっても、そこに電車は百キロを超えて入っていくこともあるわけです。人間が何らか急いでいたか、もしくは何かの事情があってその規則を破ったときに、フェールセーフとかセーフティーネットというようなものを機械的に何らか措置をとるような研究をしていくべきじゃないか、一歩進んだ、一層進んだ労働安全衛生対策をとるといえるのは、そういったヒューマンエラーを防ぐことが重要なのではないかというふうに思いを持っているんですが、これについての御答弁をいただけますでしょうか。

○前田政府参考人 先生御指摘のように、林業労働の場合に、作業条件が大変急峻なところで行われる。また、自然状況の中でもありますので、当然天候だっているいろいろな変わる。そういうことで、労働条件としては大変シビアな状況の中であると。そういった中で、災害につきましても、他産業に比べまして相当高い水準にあるということはおっしゃるとおりでございます。

私どもといたしましても、こういった林業における労働災害防止は大変重要な課題というように認識いたしております。やはり何といいましても、一つには、それぞれがきちっと注意してやっぴいかなきゃいけない。そういった面も含めまして、いわゆる研修会ですとか巡回指導、そういったこと

を通じて安全への意識を高めるといふことに努めているわけでありませう。

それとあわせて、やはり、先生今御指摘がありましたけれども、作業に当たりましては、いわゆる安全で使いやすい機械器具、こういったものも必要でありますし、また、防災技術のすぐれた機械システム、そういったものも開発していくことが必要であろうというふうに考えております。そういったことで、私どもも、機械の開発、改良、こういったことに努めてきているわけでございます。

例えば、伐倒作業危険地域に進入した場合に、それを検知して警報を自動的にぼつと鳴らす装置ですとか、あるいは下刈り作業者がお互いに接近した場合には警報装置を鳴らすとか、そういったような装置も開発されてきておまして、今後とも労働安全衛生対策の徹底を図って災害防止に努めてまいりたいというふうに考えております。

○藤井大臣政務官 今先生がお示したとおりでございまして、林業における安全対策の問題、これはまさに法令の遵守だけでは不十分だと考えておまして、我々としても、法令遵守の徹底、これはもとよりでございますけれども、管理体制の充実とか設備の安全化の推進、これが必要だと思っております。先生がおっしゃられた五十名以下の小規模事業所におきましても、安全衛生推進員の選任を義務づけておるとか、それらの職務が適切に実施できるように我々としても引き続き監督指導をやっていきたいと思っております。

また、機械設備の危険性の問題に関しましては、今般、労働安全衛生法の一部改正法案を国会に提出させていただいておりますが、その中にはリスクアセスメントを事業者の努力義務とするという規定も設けておりますので、私どもは、この法案の一日も早い成立を待ちまして、一層の安全対策をやっていきたいと思っております。

それから、御案内のとおり、先生からお示されました死亡数の問題。確かに死亡数全体は、先生、十三年から引用していただいておりますが、その前はもっと大きな数字がございまして、林業におけます死亡者の数というのはやはりゆゆしき問題だと思っております。林業における労働災害の防止につきましては、これは、災害が特に増加した都道府県の労働局におきましては緊急対策を実施するなどしまして、労働災害の発生状況を踏まえて労働災害の防止を推進していく、そして、それを一層これからも頑張る災害の縮小を図りたい、このように考えておまして、厚生労働省としまして精いっぱい対策をとりたいと思っております。

ありがとうございました。

○岡本(充)委員 二枚目もぜひ皆さん見てください。業種別労働災害千人率。一番多いのは、ごらんのとおり、真ん中の段の下から二段目、林業です。千人当たり一一〇・五八です。ほかの産業と比べて極めて高いことがおわかりいただけると思います。ちなみに、一番少ないところはどこかというと、右の下から三番目、官公署というふうになっています。これは差にすると、およそ一万倍を超える物すごい事業の危険率の差があるわけなんですね。実際に官公庁で働いてみえる方にはそのほかにも心的ストレスがあるのかもしれないけれども、どうしてもこの数字の差を見ると、皆さん方にもっと積極的に策を練っていただかなければいけないと思っております。

そういった中で、いろいろ労働災害の防止の協会があることを私は発見させていただいて、林災防、林材業労働災害防止協会の話もちよっと伺いました。いろいろな労働災害防止協会があるんですが、もちろん、きょう私が引用させていただいたこういった冊子も、実は中央労働災害防止協会がつくっております。

こういった中央労働災害防止協会は、この三枚目の紙をごらんいただきますとおりに、常勤役員はほとんど退職公務員。そして、このすべてが厚生労働省の退職公務員で占められている中で、先ほどもお話ししました、森林組合には常勤役員もいないような森林組合がある一方で、厚生労働省の退職公務員だけが常勤役員をやっている労働災害防止協会がある、こういう実態もぜひお知りいただきたいと思っております。

詳細については、今政務官おっしゃられました厚生労働委員会で恐らく審議をされる今度の法

案審議の中でも、機会があれば私も質問に立たせていただきたいと思いますし、こういった実態があるということもあわせてお話をさせていただきたいと思えます。

この厳しい林業の実態の中で、厚生労働省は幾つか対策をとられています。岡島さんにきょう来ていただいておりますが、ハチに刺されたときの例えばエピネフリンの注射、今でもこれは自分以外使えないんですよ、どうですか。

○岡島政府参考人 結論から申しますと、本人以外でありまして、刑法の緊急避難に該当することございますので、医師法違反ということではなくて、注射することはできると思えます。

○岡本(充)委員 まさにそうなんです。緊急避難なんですよ。

ハチに刺されたらプレショック状態になってふらふらになるんです。それで、今の一応正式な規定は、本人しか打てないんですよ。ふらふらになって自動注射を持ち出して注射を打つんですよ。そんなことは現実的に考えたら無理なんです。ハチに刺されて毎年二人から三人亡くなっているんですよ。この人をゼロにすることは簡単なんです。ほかの人たちが打てるようにすればいい。山に持っていき救急箱の中に入れてもいいんですよ。そして、打てるようにその部分だけでも変えていっていただくことが重要だと私は思っています。

最後に、時間もなくなりましたから、第十次労働災害防止計画、平成十五年の計画の中で、大臣、聞いてください、実はこの中で、労働災害防止を推進する上での課題ということで、重点対象分野における労働災害防止対策というので、業種別にいろいろ出ています。重点的に推進する中にももちろん入っているわけなんですけれども、その中でも特に重点度の高いものは、建設業だとか、そして陸上貨物運送事業対策、そしてまた第三次産業対策となっておりますが、その次に挙がってきているのが林業なんです。

結局、これは厚生労働省がつくっていますけれども、内閣としても林業のこの厳しい現状を見ていただいて、大臣、ぜひ閣議でも、こういった対策ではなく、林業がまず一番厳しいんだから、林業をファーストに持ってくる。そして、第三次産業や、今お話した千人率を見ていただいてもわかるように、トラックの運転手さん、いわゆる陸上貨物の運送に比べても極めて高い数字なんです。林業を第一次に持ってくるというぐらいの気構えで、ぜひ主務大臣として内閣でも提言をしていただきたい。次の十一次のときにはそれを反映していただきたいと思うんですが、ぜひ前向きな御答弁を最後にいただきたいと思えます。

○島村国務大臣 大変ごもっともな御提言だと思いますので、結論からまず申しますが、私は、これをやはり最重要グループといえますか、最重点グループの中に林業を含めてもらう努力をまずお約束をしたいと思えます。

いずれにいたしましても、林業は、御承知のように高地であり、傾斜地であり、足場の悪いところの災害でありますから、災害の発生率もさることながら、いざ負傷者が出た場合に、これを実際に全部の治療を行うといっても、そう言うべくして簡単ではない。このことの中でも、必要以上にその傷を重くしているという面があるかと思えます。これらに十分に配慮しながら努めていきたいと思えますが、厚生労働省あるいは都道府県ともよく連携をとりまして、これらについて具体的に進める努力をしたいと思えます。

○岡本(充)委員 どうもありがとうございました。終わります。